

平成28年 月 日

要 望 書

(市 町 村 長) 殿

公益社団法人 ○○県栄養士会
会 長 印

住民の要望や社会情勢の変化に適切に対応し、市町村における健康増進等の対策をより充実し効果をあげるために、管理栄養士（行政栄養士）を正規職員として貴市町村におかれましても配置していただきたく、次の理由によりまして要望いたします。

なお、市町村管理栄養士（行政栄養士）の配置につきましては地方交付税措置が講じられておりますので、配置を含め必要な体制の整備等に特段の御配慮をお願い申し上げます。

【 要 望 理 由 】

健康増進法及び食育基本法という栄養行政の基盤となる法の整備に続き、改正介護保険法の施行、高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診及び特定保健指導の実施等、社会情勢がめまぐるしく変化している中で、公衆衛生部門における行政管理栄養士等の果たす役割が一層重要となってきています。

国においては、日本における健康対策の現状や課題などを踏まえ、平成25年4月から開始した国民健康づくり運動「健康日本21（第二次）」の推進にあたり、行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の一層の推進が図られるよう、「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本方針について（行政栄養士業務指針）」が厚生労働省から発出されています。（平成25年3月29日付け健が発0329第4号厚生労働省通知）この基本指針では、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化の予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持や向上を目指し、新しい時代の要請に対応するため、行政栄養士の役割が期待されています。

本県では、○○市町村のうち既に○○市町村では行政栄養士が配置されていますが（配置率○○%）、残る○○市町村に早急に配置されることが是非とも望まれるところであります。

別添のとおり県民の（住民の）健康・栄養の状況・課題を踏まえ、栄養行政施策の成果が最大に得られるような体制の確保が極めて重要であります。そのためには、市町村における行政栄養士の配置促進は急務であり、上記について要望いたします。